手をつなぎ勇気で締め出せ暴力団暴力団追放! 「三ない運動」 こ 」の実践

1 暴力団を「恐れない」

恐れは「誤ったイメージから」 恐れることは暴力団を助長させる

- ●暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- ●暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。



2 暴力団に「金を出さない」

金が「腐れ縁の元」 暴力団を支援・容認することになる

- ●暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- ●暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- ●暴力団は、自らの遊びや組の活動資金を、常にかぎ回っている力ネのための 集団です。

3 暴力団を「利用しない」

全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です

- ●暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしぼられます。
- ●暴力団は夕ダでは動かず、法外な金を要求されます。
- ●暴力団は、相手が弱い、甘いと見ると、トコトン食い付き離れません。



4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」 暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる[®]

- ●暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- ●暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」 とされ、公共事業等から排除されることがあります。





(公財)暴力団壊滅秋田県民会議

暴力団対策法9条で禁止されている



●が新たに増えた禁止行為6項目です。

- 1 口止め料を要求する行為
- 2 寄附金や替助金等を要求する行為
- 3 下請参入等を要求する行為
- 4 みかじめ料を要求する行為
- 5 用心棒料等を要求する行為
- 6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為
- 7 不当な方法で債権を取り立てる行為
- 8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為
- 9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為
- 10 不当な金融商品取引を要求する行為
- 11 不当な株式の買取り等を要求する行為
- 12 不当に預金・貯金の受入を要求する行為
- **13** 不当な地上げをする行為
- 14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為
- 15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為
- 16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為
- 17 建設業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為
- 18 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為
- 19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為
- 20 因縁を付けての金品等を要求する行為
- 21 許認可等をすることを要求する行為
- 22 許認可等をしないことを要求する行為
- 23 公共工事の入札に参加させることを要求する行為
- 24 公共工事の入札に参加させないことを要求する行為
- 25 人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為
- 26 公共工事の契約の相手方としないことを要求する行為
- 27 公共工事の契約の相手に対する指導等を要求する行為



